

—日本聖公会—
平和宣教教育活動資金規程

第1条（名称）

この資金は、「平和宣教教育活動資金」と称する。

第2条（目的）

聖公会信徒の中・高生およびその年代の者の平和宣教教育活動のためのプログラムへの参加支援を行うため。

第3条（使用の対象）

この資金から支援を受けるのは、以下の者とする。

- ① 聖公会信徒・求道者の中学生・高校生、およびその年代で、牧師または教区の推薦を経た者。
- ② 上記の者で付き添いが必要な場合の付き添い者1名。

第4条（使用の手続き）

使用の対象者と使用金額については所定の願書を総主事に提出し、主事会議で決定する。

第5条（資金）

資金の受け入れは、次の各号に基づいて行うことができる。

- ① 献金・寄付金
 - ② 大斎克己献金
 - ③ この資金から生じる収入
 - ④ その他
- 2 初期の資金は、下記のをあてることとする。
- ① 宣教150周年に関する募金・寄付金等の残金の一部
 - ② 冊子「教会と教育」の残金からの寄付金
 - ③ メリット資金
 - ④ ハナマン氏よりの寄付金
 - ⑤ その他

第6条（規程の改廃）

この規程の改廃は、主事会議の発議により、常議員会の議を経て行う。

第7条（施行）

この規程は2010年の日本聖公会第58（定期）総会終了の時から施行する。